



練馬区 移動支援事業の手引

令和 7 年 4 月

目 次

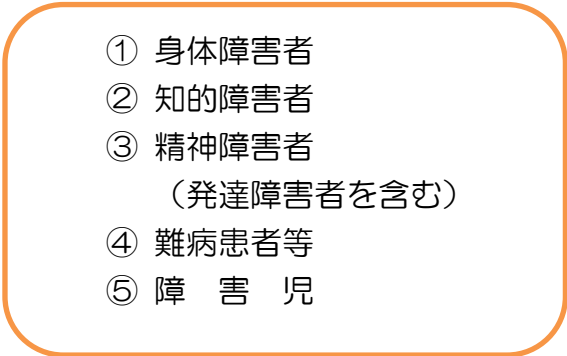
1	事業概要	1
2	対象者	1
3	利用時間	1
4	実施方法	2
5	移動支援利用までの流れ	3
6	移動支援の対象範囲	4
7	通学介助	6
8	送迎介助	7
9	通所介助	8
10	移動支援給付費と利用者負担額	9
11	上限管理	11
12	事業所の登録等	13
13	Q&A	14
14	問合せ先	25

1 事業概要

屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加のため、外出時にガイドヘルパーを派遣し、必要な移動の介助および外出に伴い必要となる介護を提供するサービスです。

2 対象者

以下のいずれかに該当し、外出時に支援が必要な方

- 
- ① 身体障害者
 - ② 知的障害者
 - ③ 精神障害者
(発達障害者を含む)
 - ④ 難病患者等
 - ⑤ 障 害 児

※ ただし、重度訪問介護、同行援護、行動援護等、他の制度で外出時の介護が行われる方については対象外です。

3 利用時間

(1) 利用時間は、1回30分単位です。

※ ただし、30分以上の利用時間については15分以上を繰り上げ、15分未満を切り捨てとして算定します。

(2) 1か月あたりの利用時間は、50時間を上限として必要と認められる時間数となります。

4 実施方法

(1) サービスの形態

練馬区における移動支援事業のサービス形態は「個別支援型」となります。

「個別支援型」とは

利用者1名に対して、ガイドヘルパー1名が付き添うマンツーマンによる支援

※支給決定によっては、ガイドヘルパー2名の場合もあります。

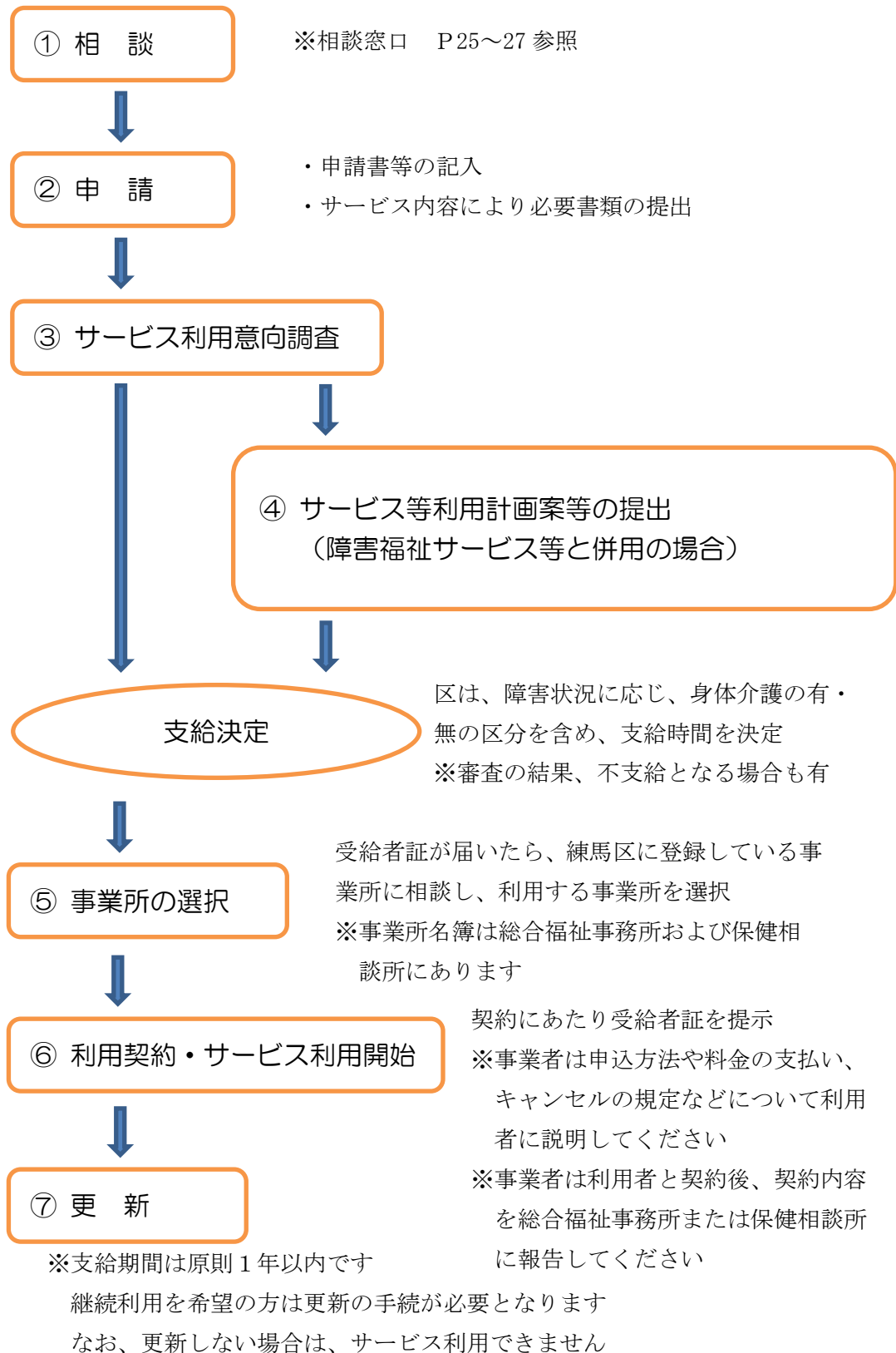
(2) 移動の方法

① 移動は原則として、徒歩または公共交通機関（バス・電車）等を利用して行います。

② 利用者が調達するタクシー等の移動手段も利用できます。

※ 介護タクシー等を利用した場合の交通費は、利用者が全額負担します。区へは請求できませんのでご注意ください。

5 移動支援利用までの流れ



6 移動支援の対象範囲

基本的な考え方

基本的には居宅を出発し居宅へ戻る間の移動が対象となり、「社会生活上必要不可欠な外出」および「余暇活動など社会参加のための外出」であって、またそれらが、「社会通念上公的サービスの対象として適当であるかどうか」で、判断します。なお、1日の範囲内で用務を終えるもの(※)に限ります。

対象となる外出

① 社会生活上必要不可欠な外出

【外出先の例】

- ・金融機関での手続き
- ・公的手続きまたは障害福祉サービスの利用に係る相談、手続きのための官公署等への外出（通院等介助を利用できる場合を除く）

② 余暇活動等社会参加のための外出

【外出先の例】

- ・文化施設等の利用
- ・散歩
- ・スポーツ施設等の利用
- ・買い物

※宿泊を伴う外出支援については、P16のQ7参照

対象とならない外出

① 外出の内容・目的により対象とならない場合

- ・通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- ・通年かつ長期にわたる外出
- ・社会通念上本制度を適用することが適当でない外出
- ・障害者関係の施設や団体が実施するプログラムにおける職員の補佐を介助者が行わなければならないとみられる外出
- ・事業を提供する事業者が、自ら実施する催し等のプログラムに参加させることを目的とした外出

-
- ② 他に支援制度（障害福祉サービス・介護保険サービス等）がある場合
利用者が、法令に基づく他のサービス制度（障害福祉サービス・介護保険サービス等）に該当する場合、他のサービスが支援対象とする外出については、移動支援事業の対象として認められません。
ただし、他のサービス制度の利用手続きが間に合わない等、緊急一時的な場合については、移動支援事業の対象として認めることができます。

※具体的な内容については、Q & Aをご参照ください。

なお、判断に迷う場合は、事前に管轄の総合福祉事務所または保健相談所へご相談ください。

その他区長が特に必要と認めるもの

公の職務の執行のための外出

【外出先の例】

- ・裁判員、検察審査会等への招集に応じての出席
- ・官公庁等からの委嘱を受けた委員等の会議の参加等

7 通学介助

(1) サービス内容

小・中・高等学校、それに相当する特別支援学校（幼稚部を含む）、学童クラブへの送迎が対象となります。学校内の移動はサービスの対象外です。

また、通学バスの利用者も対象となりますが、乗車中はサービスの対象になりません。自宅からバスポイントまで、バスポイントから自宅までの支援が対象となります。

※障害児通所支援事業（放課後等デイサービスなど）への送迎は、移動支援および通学介助の原則対象外です。（学校から放課後等デイサービス、放課後等デイサービスから自宅までの送迎も同様です。）

(2) 支給要件

①対象児童の家族（同居・別居にかかわらず）の疾病、事故、出産、障害等により、保護者が対象者の通学の介助ができない場合

②保護者（両親）の就労、保護者自身の疾病、障害等により、通学の介助ができない場合

③その他の事情により、保護者が対象者の通学の介助ができない場合

※支給要件については、就労証明書や診断書等の書類で確認します。

※支給決定後、状況に変化のあった場合は必ずお申し出が必要です。

(3) 一月当たりの支給時間数

原則として、一月あたり 23 時間までとなります。また、通学に時間を要し 23 時間で足りない場合は、一月あたり 46 時間までとなります。

この時間数は、移動支援の一月あたりの上限支給時間である 50 時間に含まれます。（利用までの流れは移動支援と同じです。P 3 参照）

8 送迎介助

(1) サービス内容

生活介護事業所の通所に係る送迎バスの利用にあたり特別な支援を必要とする障害者に対し、自宅からバスポイントまで、バスポイントから自宅までの送迎を支援するサービスです。

直接、自宅から事業所まで、事業所から自宅までの支援は対象外です。

(2) 支給要件

- ①対象者の家族（同居・別居にかかわらず）の疾病、事故、障害等により、介護者が対象者の送迎の介助ができない場合
- ②介護者の就労、介護者自身の疾病、障害、要介護状態にあること等により、送迎の介助ができない場合
- ③その他の事情により、介護者が対象者の送迎の介助ができない場合
※支給要件については、就労証明書や診断書等の書類で確認します。
※支給決定後、状況に変化のあった場合は必ずお申し出が必要です。

(3) 一月当たりの支給時間数

原則として、一月当たり 23 時間までの範囲（移動支援の上限支給時間 50 時間に含む）

9 通所介助

(1) サービス内容

就労継続支援B型事業所の通所に当たり特別な支援を必要とする障害者に対し自宅と就労継続支援B型事業所間の送迎を支援するサービスです。

(2) 支給要件

次の①と②いずれにも該当する場合、支給対象となります。

①対象となる方

就労継続支援B型事業所に通所する在宅(※1)の障害者のうち、高齢化または障害状況の変化等により、通所が困難になった者で、障害支援区分3以上(※2)の者

※1 ショートステイやグループホームを利用している方でも対象となる場合があります。

※2 障害支援区分が2以下、または非該当の場合は、障害支援区分認定調査項目のチェックにより、障害支援区分3と同等以上であるか判断します。

②介護者が次のいずれかに該当する場合

ア 対象者の家族(同居・別居に関わらず)の疾病、事故、障害等により介護者が対象者の通所の介助ができない場合。

イ 介護者の就労、疾病、障害、要介護状態にあること等により、通所の介助ができない場合。

ウ その他の事情により介護者が対象者の通所の介助ができない場合。

※支給要件については、就労証明書や診断書等の書類で確認します。

※支給決定後、状況に変化のあった場合は必ずお申し出が必要です。

(3) 一月当たりの支給時間数

一月当たり 46 時間までの範囲(移動支援の上限支給時間 50 時間を含む)

10 移動支援給付費および利用者の負担

区民税課税世帯の方は、費用の1割が自己負担となります。自己負担については課税状況に応じて、一月の上限額が設定されます。生活保護世帯、非課税世帯の自己負担はありません。

また、負担上限月額の設定にあたっては、申請時に課税等の状況について確認をします。負担上限月額については、受給者証に記載されます。その他、サービス提供中の移動にかかる交通費や入場料等については、利用者負担となります。

利用者から受領する費用については重要事項説明書で十分説明し、必ず同意を得てください。

【移動支援事業の報酬単価】

1 基本

区分	支援時間	単価	1割負担額
身体介護あり	30分未満	2,700円	270円
	30分以上1時間未満	4,300円	430円
	1時間以上1.5時間未満	6,200円	620円
	1.5時間以上2時間未満	7,100円	710円
	以降30分ごとに	900円	90円
身体介護なし	30分未満	1,100円	110円
	30分以上1時間未満	2,100円	210円
	1時間以上1.5時間未満	2,900円	290円
	1.5時間以上2時間未満	3,650円	365円
	以降30分ごとに	750円	75円

2 加算

- (1) 日中（午前 8 時から午後 6 時まで）以外の時間帯については、1 回につき所定単価の 100 分の 25 の加算となります。
- (2) 要綱第 52 条第 2 項に規定する利用者負担額の上限について管理を行った場合に、一月につき 1,600 円の加算となります。

注 区分「身体介護あり・なし」について

日常生活上の「歩行」「食事」「排泄」における身体介助の必要性の有無、また行動障害の程度により判断を行います。

【外出に係る費用の負担】

外出時の交通費、入場料等はヘルパーの分も含めて利用者の実費負担となります。ただし、食事代については各自で負担となります。

※ 移動支援事業者は、利用者から受領する費用については重要事項説明書で十分に説明し、必ず同意を得てください。

1 1 上限管理

支給決定障害者等のうち一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予想される方については、当該支給決定障害者等の利用者負担の上限額の管理が必要となります。

(1) 上限額管理事業所の設定について

原則、契約支給量の多い事業所が上限管理を行います。



(例外)利用者が地域活動支援センター「練馬区立心身障害者福祉センター」を利用している場合、上限額管理は当該地域活動支援センターが行います。

※上限管理が必要になった場合は、利用者は「利用者負担上限管理事務依頼（変更）届出書」を管轄の相談窓口へ提出する必要がありますので、ご案内ください。

なお、届出書は練馬区ホームページからダウンロードできます。

<ホームページ>

練馬区トップページ>各種サービス>オンラインサービス>申請書ダウンロード>障害のある方>障害者総合支援法請求関係>契約内容報告書・利用者負担上限管理事務依頼届出書について

(2) 上限額管理加算について

例 1) 利用者 X は A 事業所・B 事業所・C 事業所の 3 事業所と契約
A 事業所は上限額管理事業所
その月、A 事業所の利用はなし。B 事業所、C 事業所の利用はあり。



2 事業所を利用しているため、上限額管理の調整が必要となり、A 事業所の利用がなくても加算対象となります。

※ただし、このような状況が続く場合、上限額管理事業者の変更をして頂く必要があります。

例 2) 利用者 X は A 事業所・B 事業所の 2 事業所と契約
A 事業所は上限額管理事業所
その月、A 事業所の利用はなく、B 事業所のみ利用



加算対象となりません。上限額管理結果票の提出も不要です。

1 2 事業所の登録等

練馬区で移動支援事業を実施しようとするときは、事業所の登録が必要です。申請は事業者（法人）が行い、事業所ごとの登録となり各事業所に地域生活支援事業の事業所番号が付与されます。

サービスの開始は、登録後に練馬区から送付される「地域生活支援事業者登録通知書」に記載される登録日以降となります。登録日前のサービス提供分は給付の対象となりません。

事業所登録の手続（登録・変更・休止・廃止・辞退）

練馬区のホームページから各申請に必要な申請書をダウンロードし、ご記入の上必要書類を添えて、事業者支援係にご提出ください。

<ホームページ>

練馬区トップページ>保健福祉>障害のある方>事業者向け
>事業者登録関係申請書等

※登録完了後、練馬区から「地域生活支援事業者登録通知書」を送付します。登録通知書は事業所内の見やすい場所に掲示し、紛失のないようにお願いします。

登録には期限があり更新が必要となります。更新の時期が近づきましたら、登録事業所へ文書でお知らせします。更新の手続が行われない場合は、登録が抹消されます。再度、練馬区で移動支援事業を実施する場合は、新規登録の手続が必要となります。

1 3 Q & A

<移動支援編>

Q 1 移動支援の対象となる外出を教えてください。

A 1 利用対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出および社会参加のための外出となります。

【主な事例】

<社会生活上必要不可欠な外出>

- ・金融機関への手続き
- ・公的手続き、または障害福祉サービスの利用に係る相談、手続きのための官公署等への外出（通院等介助を利用できる場合を除く）

<社会参加のための外出>

- ・文化施設等の利用
- ・観光施設等の利用
- ・スポーツ施設等の利用
- ・買い物
- ・宿泊を伴う旅行

※ただし、視覚障害者の宿泊を伴う移動については、障害者総合支援法に基づく同行援護を利用することとなります。

Q 2 移動支援の対象とならない外出を教えてください。

A 2 対象とならない外出は、次のとおりです。

- ① 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
 - ② 通年かつ長期にわたる外出
（通年かつ長期にわたる外出とは、通勤、通学（通学介助として認めるものを除く）、障害福祉サービス事業所への通所等、一年を通して継続的に、長期的にわたって必要となる外出）
 - ③ 社会通念上本制度を適用することが適当でない外出
（賭博性の強い娯楽に適用する外出（パチンコ、競馬、競輪等））
 - ④ 障害者関係の施設や団体が実施するプログラムにおける職員の補佐を介助者が行わなければならないとみられる外出
-

-
- ⑤ 事業を提供する事業者が、自ら実施する催し等のプログラムに参加させることを目的とした外出

Q 3 他の障害福祉サービスを利用している場合、移動支援を利用できないことがありますか？

A 3 移動支援と同種の障害福祉サービス(行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援)を利用する方や施設入所支援、療養介護を利用している方は、利用できません(※)。

短期入所や日中一時支援を利用する場合については利用可能な場合があります。また、基本的に通所等を目的として移動支援は利用できません。

※ 施設入所支援、療養介護を利用している場合でも、長期休暇等により自宅に戻っているときは利用可能です。

Q 4 移動支援を利用する場合、利用者がサービス利用料以外に負担する費用はありますか？

A 4 移動にかかる交通費や入場料等、利用者分とヘルパー分について利用者が負担することになります。利用者から受領する費用については重要事項説明書で十分に説明し、必ず同意を得てください。

Q 5 現在A事業所で移動支援を利用していますが、他の事業所でも利用は可能ですか？

A 5 複数の事業所で利用することは可能ですが、決められた支給時間内で計画的にご利用ください。また、一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予想される場合、利用者負担の上限額の管理が必要となります。原則、契約支給量の多い事業所が上限管理を行います。

利用者は、利用者負担上限管理事務依頼届出書を管轄の総合福祉事務所または保健相談所に提出してください。

Q 6 1回のサービス提供時間に制限はありますか？

A 6 1日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありませんが、事業所ごとに利用者と契約している一月当たりの支給量を超えることはできません。

Q 7 旅行に行くのに移動支援を利用することはできますか。宿泊を伴う旅行でも利用できますか？

A 7 旅行の際に移動支援を利用することは可能です。(※)
また、宿泊を伴う旅行については、1泊2日の利用が、1年に2回まで可能です。別途、支給決定が必要です。
旅行で移動支援を利用する月に支給量の変更を行う場合も、上限は50時間となります。
※視覚障害者の宿泊を伴う移動については、障害者総合支援法に基づく同行援護を利用することとなります。

Q 8 通院する場合または、入院中の方が退院する場合に移動支援を利用できますか？

A 8 移動支援は原則利用できませんが、居宅介護（通院等介助）の対象になる場合がありますので、管轄の総合福祉事務所または保健相談所にご相談ください。

Q 9 ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援は使えますか？

A 9 ヘルパーが運転手を兼ねる場合に当たっては、運転中は介助が行われている状態とはみなせないため、運転している時間はサービス提供時間から控除します。

Q10 ヘルパーが事業所から自宅（待ち合わせ場所等）までに要する交通費を利用者から頂くことはできますか？

A10 自宅等が、事業所の定める運営規程の「通常のサービス提供地域」となっている場合は、利用者から交通費を頂くことはできません。

Q11 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか？

A11 可能です。ただし、一連の外出の中で、一ヶ所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定の対象となりません。

Q12 事業所が主催した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して移動支援を利用することはできますか？

A12 事業所が主催した行事については、事業所側が対応すべきものとなるため、移動支援の対象とはなりません。

Q13 プールやスーパー銭湯等の余暇を目的とした利用の場合、プール内や浴室内の支援を伴う介護を移動支援の対象として良いのでしょうか？

A13 社会参加のための外出（余暇活動のための外出）として、往復の移動にかかる支援には利用できます。プール内等での支援が必要な場合は、算定できる場合があります。必要な支援の内容を確認し、必要性を判断して利用の可否を決定します。管轄の総合福祉事務所または保健相談所にご相談ください。

Q14 移動支援の利用にあたって、年齢による制限はありますか？

A14 年齢による制限はありません。
ただし、障害児の移動支援については、次の観点から支給決定の判断を行います。

健常児であれば単独で移動することが想定され、障害ゆえに移動支援が必要である場合に移動支援の対象とします。

一方で、未就学児～小学校低学年（おおむね小学３年生まで）の障害児であって、その利用目的が健常児であっても単独での外出は想定されないものについては、原則、移動支援の対象外となります。

【利用できない（単独での外出が想定されない）例】

〈例１〉５歳の児童がデパートに行くことへの移動支援。

〈例２〉小学３年生の児童がプールに行くことへの移動支援（区立プールの利用にあたっては、小学３年生以下のこどもには１８歳以上の付き添いが必要とされています。）

Q15 未就学児に対し移動支援の適用が認められる例には、どのようなものがありますか？

A15 家族と一緒に外出する場合において、本人の障害状況により、家族のみでは介助が行えない場合や、介助する家族等の障害等により移動時の介助ができない場合は、未就学児であっても移動支援の利用が可能となる場合があります。また、移動支援は障害者（児）に対する外出を目的としており、保護者のレスパイトを目的としたものではありません。

Q16 自宅までヘルパーが迎えに行き、外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって、急なキャンセルとなった場合、キャンセル料を頂くことは可能ですか？また、このような場合、報酬は発生するのでしょうか？

A16 支援が発生していないため、算定の対象外となります。
キャンセル料については、利用者との契約の範囲内で頂くこととなります。

Q17 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」では、提供できるサービスに差があるのですか？

A17 「身体介護を伴う場合」、「身体介護を伴わない場合」の区分は、利用者の状態像から判断するものであり、提供できるサービスを区分するものではありません。

Q18 定期的なサークル活動などへの参加は、移動支援が利用できますか？

A18 社会的参加の外出とみなされるため利用できます。

Q19 障害福祉サービス事業所への通所に利用できますか？

A19 原則利用できません。

ただし、障害福祉サービスのうち「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」については、一定の通所の練習後に自主通所が見込まれる場合には、慣れるまでの期間（3か月を目安とする）についての支給決定をすることがあります。

Q20 地域生活支援事業のサービスを提供する事業所に行くのに利用できますか？（地域活動支援センターⅠ・Ⅱ・Ⅲ型、日中一時支援等）

A20

①【地域活動支援センターⅠ型（きらら、すてっぷ、ういんぐ、さくら）】

➡利用できます。

※障害福祉サービス提供事業所ではない。居場所としての利用。

②【地域活動支援センターⅢ型（だんだん、シンプルハウス）】

➡利用できます。

※障害福祉サービス提供事業所ではない。居場所としての利用。

③【日中一時支援事業所】

➡利用できます。

いずれも、事業者による送迎手段がある場合はそちらの利用を優先します。

Q21 介護保険の対象者ですが、移動支援も利用できますか？

A21 介護保険の対象の方も移動支援事業をご利用いただける場合があります。介護保険の対象とならない社会参加のための外出などが利用の対象となります。ただし、利用者の状況等を介護保険のケアプランで確認し、支給決定された場合に限りです。管轄の総合福祉事務所または保健相談所にご相談ください。

Q22 自宅以外の場所で待ち合わせをし、目的地までのサービスを提供することは可能でしょうか？

A22 利用者の待ち合わせ場所までの安全性が確認でき、利用者の合意があれば可能です。
ただし、基本的には居宅から居宅のサービスですので、自宅から待ち合わせ場所への移動の状況について、サービス提供記録および移動支援提供実績記録票に記録するようにしてください。

Q23 習い事、塾への往復に移動支援は利用できますか？

A23 社会参加・余暇活動の一環として利用できます。ただし、利用する塾等に送迎サービスがある場合は、そちらの利用を優先します。なお、通い慣れることで単独での移動が見込まれる場合は、支給決定の期間を短く設定し、確認するなど、状況に合わせた支給決定となります。

Q24 日中活動先での活動を終えた後、図書館に行きたいです。
日中活動先→図書館→自宅の一連の移動に、移動支援事業を利用することはできますか？

A24 移動支援は原則、居宅を始点・終点としての移動にご利用いただく事業ですが、日中活動先（就労継続支援B型、自立訓練、生活介護を提

供する事業所に限る)での活動を終えた後の帰宅途中の余暇支援に、月 10 回まで利用できます。

Q25 外出の前後に行う利用者の居宅内での支援は、移動支援として算定できますか？

A25 移動支援のみを行う場合には、外出に付随する必要な援助として、持ち物の確認、戸締り、火器等の安全確認、車いす準備、購入したものをしまう等、外出のための準備と帰宅後に行う 5 分から 15 分程度の援助であれば、移動支援の一部として算定することができます。

<通学介助編>

Q 1 通学介助の対象はどのような人ですか？

A 1 通学介助の対象は、通学に際し介助を必要とする小・中・高等学校およびそれに相当する特別支援学校（学童クラブを含む。）へ通学している障害のある児童・生徒となります。

Q 2 どのような場合に通学介助が支給されますか？

A 2 対象者の保護者（以下、「保護者」という。）が、以下の事情で対象者の通学を介助できない場合使用できます。

- ① 対象児童の家族（同居・別居にかかわらず）の疾病、事故、出産、障害等により、保護者が対象者の通学の介助ができない場合
 - ② 保護者（両親）の就労、保護者自身の疾病・障害等により、通学の介助ができない場合
 - ③ その他の事情により、保護者が対象者の通学の介助ができない場合
- ※支給要件については、就労証明書や診断書等の書類で確認します。
※支給決定後、状況に変化のあった場合は必ずお申し出が必要です。

Q 3 利用者が申請に当たり、用意する書類はありますか？

A 3 まずは窓口にご相談をお願いしています。通学を介助できない状況を確認するために、書類をご用意いただきます。その都度ご用意いただくものを判断させていただきます。

- ・(例)「保護者の疾病・障害」→医師による意見書、障害者手帳など
- ・(例)「保護者の就労」→就労証明書等、就労していることのわかるもの

Q 4 通学介助の支給時間の上限は何時間ですか？

A 4 原則として1か月あたり23時間までの間で、必要性を判断し支給決定します。ただし、通学に時間を要し23時間で足りない場合は、一月あたり46時間までとなります。

Q 5 学校帰りに放課後等デイサービスを利用します。学校からデイサービスまで、また、デイサービスから自宅までの移動に通学介助を利用できますか？

A 5 通学介助は、小・中・高等学校および特別支援学校(学童クラブを含む。)への通学の介助が対象となりますので、利用できません。ただし、通学介助ではなく、以下のような事情でのご利用については、利用できる場合がありますので、管轄の総合福祉事務所または保健相談所にご相談ください。

例：児童の家族や保護者の急な疾病等により一時的に送迎ができない。
保護者の就労(出張や急な残業)により一時的に送迎ができない。
夏休み等、通所先の開所時間の変更等により一時的に送迎ができなくなってしまった。(この場合、夏休み等の長期のお休みが終わった後の送迎については、ご家族等の送迎が再開することが前提になります。)

Q 6 大学（専修学校）に通学しています。通学介助は利用できますか？

A 6 通学介助の対象は小・中・高等学校およびそれに相当する特別支援学校へ通学している障害のある児童・生徒となります。よって、高等学校卒業以降の教育機関への通学には、ご利用できません。

Q 7 遠足等の学校行事で集合場所が学校以外の場合に利用できますか？

A 7 集合場所までの送り・解散場所からの帰宅については利用できます。集合場所から解散場所までの行程については利用できません。

Q 8 学校から日中一時支援事業所、短期入所事業所に向かうのに、通学介助を利用できますか？

A 8 その時間に保護者が送ることができない場合は通学介助を利用できます。

Q 9 夏休み期間の学校のプールカリキュラムに参加するのに、通学介助は利用できますか？

A 9 通学介助の支給決定を受けている場合において、保護者がプールの送迎にあたることができないときには、送迎に通学介助を利用できます。

Q10 通学介助を利用する際の移動手段に制限はありますか？

A10 原則、徒歩または公共交通機関の利用となります。タクシーなど、車を利用せざるを得ない場合は、管轄の総合福祉事務所または保健相談所にご相談ください。

Q11 教室まで一人で行けず、教員が対応できない場合、教室まで通学介助を利用できますか？

A11 利用できません。通学介助は、自宅から学校までの移動を支援するものです。よって、学校内でのサービス提供は想定していません。

Q12 キャンセルした場合の料金はようになりますか？

A12 事業所と利用者の契約内容によります。

Q13 普段は一人で通学できますが、他の学校の特別支援学級に週一回通学しています。道が覚えられない、電車、バスの利用ができない場合、通学介助は利用できますか？

A13 支援の必要性を判断して支給決定します。

1 4 問合せ先

(1) 支給決定に関すること

身体障害・知的障害のある方、難病の方 各総合福祉事務所
精神障害の方 各保健相談所

※利用者のお住まいの地域で担当の係が分かります。

<総合福祉事務所>

① 練馬総合福祉事務所 障害者支援係

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎（2階）

電 話 （5984）4609

FAX （5984）1213

担 当 〒176にお住まいの方

② 光が丘総合福祉事務所 障害者支援係

練馬区光が丘2-9-6 光が丘区民センター（2階）

電 話 （5997）7796

FAX （5997）9701

担 当 〒179にお住まいの方

③ 石神井総合福祉事務所 障害者支援係

練馬区石神井町3-30-26 石神井庁舎（4階）

電 話 （5393）2816

FAX （3995）1104

担 当 〒177にお住まいの方

④ 大泉総合福祉事務所 障害者支援係

練馬区東大泉1-29-1 ゆめりあ1（4階）

電 話 （5905）5272

FAX （5905）5277

担 当 〒178にお住まいの方

<保健相談所>

① 豊玉保健相談所

練馬区豊玉北 5-15-19

電 話 (3992) 1188

FAX (3992) 1187

担 当 旭丘、向山、小竹町、栄町、桜台、豊玉上、豊玉北、
豊玉中、豊玉南、中村、中村北、中村南、貫井、練馬、
羽沢にお住まいの方

② 北保健相談所

練馬区北町 6-35-7

電 話 (3931) 1347

FAX (3931) 0851

担 当 春日町 1・2・4 丁目、北町、田柄 1・2 丁目、錦、
早宮、氷川台、平和台にお住まいの方

③ 光が丘保健相談所

練馬区光が丘 2-9-6 光が丘区民センター内

電 話 (5997) 7722

FAX (5997) 7719

担 当 旭町、春日町 3・5・6 丁目、田柄 3・4・5 丁目、
高松、土支田、光が丘にお住まいの方

④ 石神井保健相談所

練馬区石神井町 7-3-28

電 話 (3996) 0634

FAX (3996) 0590

担 当 大泉町 2 丁目、下石神井、石神井台 1～3・5・6
丁目、石神井町、高野台、東大泉、富士見台、南大泉、
南田中、三原台、谷原にお住まいの方

⑤ 大泉保健相談所

練馬区大泉学園町5-8-8

電 話 (3921) 0217

FAX (3921) 0106

担 当 大泉学園町、大泉町1・3～6丁目、西大泉、
西大泉町にお住まいの方

⑥ 関保健相談所

練馬区関町東1-27-4

電 話 (3929) 5381

FAX (3929) 0787

担 当 上石神井、上石神井南町、石神井台4・7・8丁目、
関町北、関町東、関町南、立野町にお住まいの方

(2) 給付費の請求に関すること

障害者サービス調整担当課 障害者給付係

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎(1階)

電 話 (5984) 1021

FAX (5984) 1215

(3) 事業所の登録に関すること

障害者サービス調整担当課 事業者支援係

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎(1階)

電 話 (5984) 2825

FAX (5984) 1215